

改正

令和 3 年 3 月 29 日規則第 76 号

令和 3 年 7 月 28 日規則第 40 号

令和 6 年 4 月 8 日規則第 3 号

令和 7 年 4 月 1 日規則第 6 号

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(用語)

第 1 条 この規則において使用する用語は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（条例第 2 条第 2 項に規定する別に定める土砂等の保管）

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する別に定めるものは、試験研究のために行う土砂等の保管とする。

（埋立基準）

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する埋立基準は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定めるとおりとする。

2 前項の埋立基準への適合の状況については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により測定した値により確認するものとする。

（条例第 9 条第 1 項第 2 号に規定する別に定める土地の埋立て等）

第 4 条 条例第 9 条第 1 項第 2 号に規定する別に定めるものは、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた一般廃棄物の最終処分場、同法第 9 条の 3 第 1 項の規定により届け出た一般廃棄物の最終処分場及び同法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土地の埋立て等
- （2） 土壤汚染対策法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土地の埋立て等及び同法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等

（条例第 10 条第 1 項第 4 号に規定する別に定める者）

第 5 条 条例第 10 条第 1 項第 4 号に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

- （1） 西日本高速道路株式会社

- (2) 阪神高速道路株式会社
- (3) 日本下水道事業団
- (4) 土地改良区
- (5) 土地改良区連合
- (6) 土地区画整理組合
- (7) 地方住宅供給公社
- (8) 地方道路公社
- (9) 土地開発公社
- (10) 独立行政法人
- (11) 国立大学法人
- (12) 地方独立行政法人
- (13) 前各号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人であつて、土地の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に生活環境を保全することができるものとして市長が認める者
(条例第10条第1項第5号に規定する別に定める土地の埋立て等)

第6条 条例第10条第1項第5号に規定する別に定めるものは、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 第4条各号に掲げる土地の埋立て等
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項又は第14条第12項の規定により産業廃棄物を処分することにより再生した土砂等を販売し、又は自ら利用するために一時的に行う土砂等の堆積
(条例第10条第1項第6号に規定する別に定める土地の埋立て等)

第7条 条例第10条第1項第6号に規定する別に定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等
(許可の申請)

第8条 条例第10条第2項第10号に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者の氏名及び連絡先
- (2) 周辺の住民への周知の方法

2 条例第10条第3項に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 埋立て等区域の位置図
- (2) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- (3) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (4) 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合については、土地を使用する権原を証する書類
- (5) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画に係る書類
- (6) 土砂等の発生者が発行する土砂等の発生元を証する書類
- (7) 土砂等の発生から処分までの処理工程図
- (8) 埋立て等区域の現況図及び求積図
- (9) 埋立て等区域の計画平面図及び計画断面図
- (10) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図
- (11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量の計算書
- (12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真並びに土砂等の採取の状況を記載した報告書及び計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したものに限る。以下「土壌分析結果証明書」という。）
- (13) 他の法令等に基づく許認可等を要するものである場合については、土地の埋立て等が当該他の法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- (14) 条例第11条第3号の規定に適合することを誓約する書類
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第5号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 土砂等の発生者の氏名又は名称
- (2) 土砂等の搬入の予定量及び最大日量、土砂等を搬入する期間及び時間並びに土砂等の発生場所

4 第2項第6号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 土砂等を発生させる者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 土砂等を発生させる事業の場所、発注者及び期間
 - (3) 土砂等を発生させる事業に係る土砂等の発生量及び最終処分契約量
 - (4) 当該書類により証明する土砂等の発生量
 - (5) 発生する土砂等の運搬者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (6) 発生する土砂等の最終処分者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 5 第2項第12号に規定する土壌の調査は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
 - (2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行い、それぞれの地点において等量とすること。
 - (3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が認める場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。
 - (4) 前号の規定により作成した試料の計量は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により行うこと。
- 6 第2項第12号に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）（以下「報告者の氏名等」という。）
 - (2) 採取者の氏名
 - (3) 採取年月日及び場所
 - (4) 採取日の天候及び採取深度
- 7 第2項第14号に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 申請者（第19条に規定する届出書に添付する場合にあっては、届出者。次号において同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 申請者（法人にあっては、代表者）並びにその役員及び使用人の名簿（許可の基準）

第9条 条例第11条第2号に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者が常駐していること。
- (2) 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
- (3) 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵等を設け、当該柵等は、埋立て等区域内を容易に目視することができる構造とすること。
- (4) 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は、施錠すること。
- (5) 土砂等の搬出入に伴う土砂等の飛散を防止するための措置を講じること。
- (6) 他の交通に支障を生じさせないように努めるとともに、支障を生じると予想される場合においては、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。

(住民への周知)

第10条 条例第13条に規定する別に定める事項は、次に掲げるもの（他の法令等に基づき周知するものを除く。）とする。

- (1) 土地の埋立て等を行おうとする者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 土地の埋立て等の目的（条例第14条第1項の規定による変更の許可の申請（以下この条において「変更許可申請」という。）をしようとする場合にあっては、その変更後のもの）
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積（変更許可申請をしようとする場合にあっては、その変更後のもの）
- (5) 土地の埋立て等を行う期間（変更許可申請をしようとする場合にあっては、その変更後のもの）
- (6) その他市長が必要と認める事項
(変更の許可の申請等)

第11条 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第8条第2項各号に掲げる書類のうち、当該許可により変更しようとする事項に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第10条第1項の規定による許可を受けた年月日及び当該許可の番号（以下「許可年月日等」という。）
- (3) 変更しようとする事項、内容及びその理由

2 条例第14条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

3 条例第14条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。この場合において、当該届出に係る事項が法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更であるときは、当該法人の登記事項証明書を添えなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）（以下「届出者の氏名等」という。）
- (2) 許可年月日等
- (3) 変更があった事項、内容及びその理由
（着手の届出）

第12条 条例第15条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名等
- (2) 許可年月日等
- (3) 条例第10条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等に着手した年月日
（展開検査の報告）

第13条 条例第16条第2項の規定による報告は、3月ごとに取りまとめ、その期間の経過後1月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書に条例第20条に規定する帳簿の写しを添えて市長に提出して行わなければならない。

- (1) 報告者の氏名等
- (2) 許可年月日等
- (3) 報告の対象とする期間
- (4) 前号の期間中の搬入車両数
- (5) 展開検査の結果
- (6) 検査した者の氏名
（土壌の調査等）

第14条 条例第17条の規定による土壌の調査は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 次に掲げる埋立て等区域（調査に係る期間内に土地の埋立て等を行った埋立て等区域に限

る。以下この号において同じ。)の面積の区分に応じ、埋立て等区域をそれぞれ次に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

- ア 1ヘクタール未満 2
- イ 1ヘクタール以上2ヘクタール未満 3
- ウ 2ヘクタール以上3ヘクタール未満 4
- エ 3ヘクタール以上4ヘクタール未満 5
- オ 4ヘクタール以上5ヘクタール未満 6
- カ 5ヘクタール以上6ヘクタール未満 7
- キ 6ヘクタール以上7ヘクタール未満 8
- ク 7ヘクタール以上8ヘクタール未満 9
- ケ 8ヘクタール以上9ヘクタール未満 10
- コ 9ヘクタール以上10ヘクタール未満 11
- サ 10ヘクタール以上 12

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が認める場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める方法により行うこと。

2 条例第17条の規定による報告は、土砂等の採取の状況を記載した報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び当該地点の写真

(2) 前項の規定により採取した試料ごとの土壌分析結果証明書

3 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 報告者の氏名等

(2) 採取者の氏名

- (3) 採取年月日及び場所
- (4) 採取日の天候及び採取深度
- (標識の掲示)

第15条 条例第19条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第19条に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日等
- (2) 土地の埋立て等の目的（条例第14条第1項の規定による変更の許可があった場合にあっては、その変更後のもの）
- (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
- (4) 条例第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名、住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの）
- (5) 土地の埋立て等を行う期間（条例第14条第1項の規定による変更の許可又は同条第3項の規定による届出があった場合にあっては、その変更後のもの）
- (6) 埋立て等区域の面積（条例第14条第1項の規定による変更の許可があった場合にあっては、その変更後のもの）
- (7) 条例第18条に規定する施工上の管理をつかさどる者の氏名（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの）
- (帳簿の作成)

第16条 条例第20条の規定による帳簿の作成は、埋立て等区域に土砂等を搬入する作業を行う日ごとに行わなければならない。

2 条例第20条に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称（条例第14条第3項の規定による変更の届出があった場合にあっては、その変更後のもの）
- (2) 許可年月日等
- (3) 作成者の氏名
- (4) 土地の埋立て等に係る土砂等の搬入の時刻
- (5) 前号の土砂等を搬入した車両の自動車登録番号又は車両番号
- (6) 搬入者の氏名又は名称

- (7) 運転者の氏名
- (8) 搬入した土砂等の数量
- (9) 土砂等の積込みをした場所
- (10) 展開検査の結果

(書類の備付け)

第17条 条例第21条に規定する書類は、条例第10条第1項の規定による許可を受けた日から、条例第22条第1項の規定による届出（土地の埋立て等の完了又は廃止に係るものに限る。）の日又は条例第26条の規定による当該許可の取消しの日から5年を経過する日までの間、備え置くものとする。

2 条例第21条に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第14条第1項の規定による変更の許可に係る申請書及び同条第3項の規定による変更の届出に係る届出書の写し
 - (2) 条例第15条の規定による着手の届出に係る届出書の写し
 - (3) 条例第16条第2項の規定による展開検査の報告に係る報告書の写し
 - (4) 条例第17条の規定による土壌の調査の報告に係る報告書の写し
- (完了等の届出)

第18条 条例第22条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名等
 - (2) 許可年月日等
 - (3) 土地の埋立て等を完了した場合にあっては完了した年月日、廃止した場合にあっては廃止した年月日、休止した場合にあっては休止する期間、再開した場合にあっては休止した期間及び再開した年月日
- (地位の承継の届出)

第19条 条例第23条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に承継の事実を証する書類及び第8条第2項第14号に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名等
- (2) 許可年月日等
- (3) 条例第23条第1項の規定により条例第10条第1項の規定による許可を受けた者の地位の承継が行われる前の当該許可を受けていた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者

の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- (4) 条例第10条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した年月日及びその理由
(身分証明書)

第20条 条例第28条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第2号様式)とする。

(公表)

第21条 条例第29条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 命令等の内容及び理由
(2) 命令等を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
(3) 命令等を行った年月日

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規則第76号)

この規則中第19条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月28日規則第40号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則(令和6年4月8日規則第3号)

この規則は、令和6年6月6日から施行する。

附 則(令和7年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条、第8条及び第14条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準(昭

		和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。) 付表1 (蒸留操作は装置にて行う。) に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102-3 24.3 (24.3.7を除く。) に定める方法(ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
ひ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号) 付表1に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

四塩化炭素	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年環境庁告示第10号) 付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 第 1 又は第 2 に掲げる方法

ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリ グラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき0.01ミリ グラム以下	規格K0102－3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき0.8ミリ グラム以下	規格K0102－2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6 6の図2の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグ ラム以下	規格K0102－3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリ グラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考1 検液は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に従って作成するものとする。

2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

- 3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

第1号様式（第15条関係）
第1号様式（第15条関係）

土 砂 等 に よ る 土 地 の 埋 立 て 等 に 関 す る 標 識	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
土地の埋立て等の許可を受けた者	
土地の埋立て等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
埋立て等区域の面積	平方メートル
施工管理者の氏名	

備考1 材質は、風雨に十分耐えるものを使用し、大きさは、横90センチメートル以上、縦80センチメートル以上としてください。

2 「土地の埋立て等の許可を受けた者」の欄には、氏名、住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先を記入してください。

第2号様式（第20条関係）
第2号様式（第20条関係）

（表面）

		第 号	
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
		年	月 日生
上記の者は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第28条第1項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明します。			
年 月 日		京都市長	
		印	

（裏面）

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）
（立入検査等）
第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、埋立て等区域若しくは土地の埋立て等関係者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要な限度において土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（罰則）
第34条（略）
2 第27条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第28条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、500,000円以下の罰金に処する。
（以下略）